

# 個人情報保護法改正案等 について

Hello, Future!



2015年3月25日

# 基本的な問題意識①

---

## 今回の改正の出発点

- **パーソナルデータの利活用は、日本の産業競争力強化の最も重要なファクターの一つ**
- **個人情報保護法改正は、成長戦略において、産業競争力強化のためと明確に位置づけられている**
- **ユーザビリティの向上も、その重要な要素**

# 基本的な問題意識②

## 今回の改正の適切な方向性

- インターネットというグローバルネットワークにより、ビジネスは国境をまたぐ。わが国の行政執行が外国企業に対しては直接執行できないもとで、日本の事業者のみが規制強化となり競争力がそがれる事態になることは避けるべきである。
- 保護と利活用のバランスを図っていくためには、第三者委員会での解釈・運用に依存するので、第三者委員会(委員及び専門委員)と事務局のメンバー構成が重要である。民間のビジネス実態がわかるものがそれぞれで半数以上を占めるようにすべきである。

# グローバルネットワークの時代

## ソーシャルログイン

他社のSNSのアカウント情報を利用してサービスを利用  
ユーザーは個人情報などを全て登録する必要が無く、  
各ソーシャルメディアに登録されている情報を活用し、  
ログインや会員登録を行うことができる

日本企業のウェブサイトの多くは、  
ソーシャルログインを利用し、  
外国企業のサービスIDでもログインできる

他のサービスIDでログインする

Facebookでログイン

Googleでログイン

### <参考>

- ▶ Facebook利用人口  
世界で13億6000万人(\*1)
- ▶ GoogleとFacebookで  
世界のソーシャルログインの  
8割を占める(\*2)

ID/メールアドレスを利用してログインする

ID/メールアドレス

パスワード

ログイン状態を保持する

[パスワードをお忘れの方](#)

> ログイン

他のサービスIDを利用してログインする



Facebook



twitter



google+

# 個別論点①: 個人情報定義の明確化

## 【要望】

- 個人情報定義の拡大によりデータ活用が後退しないように、今回の改正は、個人情報の範囲の解釈と何ら変更がなく拡大されないということが確認されることが必要。第三者委員会においてもそれに基づいた運用を担保すべき。

## 個別論点②：匿名加工情報

### 【要望】

- ・公表の方法についても、事業実態に応じ包括的な方法など弾力的な方法とするべき。
- ・「匿名加工情報」作成に係る「個人情報保護委員会規則で定める基準」の策定に当たっては、事業実態や技術の進展等に十分配慮するとともに、事業者の意見を反映できる仕組みを明確に設けるべき。
- ・「匿名加工情報」は、「識別行為の禁止」規定があるので、「他の情報との容易照合性」という規定を通じて「個人情報」となることはないことを解釈として明確にすべき。

# 個別論点③：要配慮個人情報に関する規定

## 【要望】

- 「信条」、「社会的身分」を含め外延が必ずしも明確でないの  
で、解釈としてできる限り明確化していくことが必要。例えば、  
勤務先や年収等は入らないことを明確化すべき。
- 取得した既存情報を分析した結果、要配慮個人情報に該当  
する情報を取得することになってしまう場合や、現状各企業  
により適切に行われているセグメント分けの扱いなどが今回  
のルールで対象にならないようにするべき。
- 前科前歴などの信用情報等を本人以外からもらって信用確  
認等することがありえるが、それが今回の規定で規制される  
ことがないようにするべき。

# 個別論点④：第三者提供に係る確認・記録の作成義務

## 【要望】

- ・今回の規制の背景は、いわゆる名簿屋対策であるが、今回の規制は、今まで適正に第三者提供を行ってきた大多数の事業者にも過度の負担を突然強いることになることに留意が必要。
- ・過度の負担にならないようにする措置が不可欠。例えば、継続的なサービス提供の場合には取引ごとの都度確認ではなく包括的な確認でもよいこととしたり、保存データの期間・方法にも事業実態に応じた弾力的な配慮が必要不可欠。

# 個別論点⑤：個人データの消去の努力義務

## 【要望】

- ・事業実態に応じた運用がなされるべき。
- ・消去の時期・方法についても、セキュリティやトラブル対応等の観点から保持する必要がある場合があること等の実態も踏まえた配慮が必要。

# 個別論点⑥：個人情報保護委員会

## 【要望】

- **第三者委員会（委員及び専門委員）と事務局のメンバー構成が重要である。民間のビジネス実態がわかるものが委員、専門委員、事務局それぞれにおいて半数以上を占めるようにすべきである。**
- **専門委員制度等を活用して、様々な業種の実態にも対応できるようにすべきであり、委員や事務局が海外事情にも精通していることが必要。**
- **事業所管大臣は、第三者委員会による実際の運用や勧告・命令の発動等の際に、新たな産業創出等個人情報の有用性の観点から、知見を第三者委員会に提供するなどのサポートを行うことにより、保護と利活用のバランスを図っていくべき。**

# 個別論点⑦：外国にある第三者への提供の制限

## 【要望】

- 「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」について、その基準の内容及び体制整備の確認方法等については、事業者から現行の方法を十分にヒアリングした上で、契約締結による確認など多様な内容を認めるべき。
- 第三者提供に係る同意取得方法についても、現状の方法を踏まえた合理的なレベルで多様な方法が認められるべき。

# 個別論点⑧：官保有の個人情報の扱い

## 【要望】

- 医療ビッグデータの解析等を含めた官保有の情報の利活用を進め、民と同様の基盤に共通化することでより効果をあげることが必要。
- 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法についても、個人情報保護委員会が統一的に扱う体制を早急に構築するべきである。

## 【参考】個人情報が増大した場合の具体的なリスク事例①

- 「取得の際に、利用目的を本人の知りうる状態に置く」規制や「個人情報の第三者提供の同意」の規制が課されることとなるが、クリアするのは非現実的  
→ 現状適正に行われているサービス自体の円滑な運営が困難になる

**例①:** ネット上で公表されている符号(SNSアカウント、個人ブログなどのURL等)を他者が収集して分析提供する検索・調査コンサルサービス(企業の風評調査など)

→ 個人情報を取得される当該個人に対して、他者が収集することを通知したり、第三者提供の同意を取るのは非現実的

**例②:** SNSの書き込みなどを事業者が引用する場合(個人のユーザのつぶやきを企業サイトやメール等で紹介)

→ 書き込みした本人に対して、利用目的を通知したり第三者提供の同意を取るのは非現実的

## 【参考】個人情報が増大した場合の具体的なリスク事例②

- 「安全管理措置」が新たに課されることにより対応コストが増大
  - 対象となる個人情報が広範なため、安全管理のための対応コストが格段に増大
  - 今までのような過剰反応(情報を持たない、他者に開示しない)という社会混乱が発生

# Hello, Future!



# 新經濟連盟



Japan Association of New Economy